

## 公的研究費の運営・管理体制について

平成医療短期大学

公的研究費の運営・管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」が示されており、本学においてもこうしたガイドラインに沿い、科学研究費をはじめとする公的研究費の適切な運営・管理体制を次のとおり整備・強化し、学長のリーダーシップのもと、不正防止に取り組みます。

### ○ 責任と権限体制

#### I 最高管理責任者

イ) 職 名 学 長

ロ) 責任と権限 平成医療短期大学全体を総括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。

#### II 統括管理責任者

イ) 職 名 事務局長

ロ) 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

#### III コンプライアンス推進責任者

イ) 職 名 看護学科長、リハビリテーション学科長

ロ) 責任と権限 短期大学の各学科において、適正な研究費執行等において実質的な責任と権限を持ちます。

### ○ 相談窓口

総務課

公的研究費等の事務手続・使用ルール等の相談

### ○ 通報（告発）窓口

学務課

公的研究費等に係る不正行為等の通報（告発）窓口

書面持参の他、郵送、ファクシミリ、電話又はメールにより受付ます。告発にあたっては、告発の事実について十分な調査を行うため、原則として実名によって下さい。告発者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、告発の際には告発に係る事実について具体的な内容をお知らせ下さい。

受付時間 9：00～17：00（平日のみ）  
書面送付先 〒501-1131 岐阜市黒野180  
メール fuseimadoguchi@heisei-iryuu.ac.jp  
電話番号 058-234-3324  
ファクシミリ 058-234-7333

○ 公的研究費の適正な管理・運営体制

公的研究費の適正な運営・管理を図るため、次の規程等（別紙参照）を整備しました。

- ・「平成医療短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程」
- ・「平成医療短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」
- ・「公的研究費等事務取扱要綱」
- ・「研究行動規範」
- ・「公的研究費不正行為等防止計画」